

議 案 第 6 6 号

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月23日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、子育てをしながら働く職員の就労環境を整備するとともに、労働基準法及び人事院規則の改正に伴い、時間外勤務代替休制度を導入することにより、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図るため。

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和43年松戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（時間外勤務代替休時間）

第6条 任命権者は、松戸市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年松戸市条例第29号）第15条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代替休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により勤務時間が割り振られた日（第7条の2第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代替休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代替休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第8条の2第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、「（以下この項において「要介護者」という。）」を削り、「要介護者のある職員（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」を「第10条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を第4項とし、同条第2項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、

常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

第13条中「（昭和26年松戸市条例第29号）」を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。